

兵庫区魅力発信活動助成要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、兵庫区中期計画で提案している“地域の自慢”発信を推進するために編成された地域団体等(以下、「事業者」という。)が行う活動に対して、それに要する経費を、兵庫区長が助成することにあたり、必要な事項を定めるものである。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象となる活動は、事業者が行う活動のうち次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) ひょうごのまち自慢発行
- (2) ひょうご観光ボランティアの活動に関する広報物の発行
- (3) その他、兵庫区の魅力発信に資する活動で兵庫区長が認めるもの

2 前項にかかわらず次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 相互理解と信頼を得ることができない活動
- (2) 営利を主たる目的とした活動
- (3) その他助成にふさわしくないと兵庫区長が認めた活動

(助成対象範囲)

第3条 兵庫区長は、前条による助成の対象となる活動に対し、活動の実施に伴う経費を上限として予算の範囲内で助成することができる。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかわるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 人件費

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類を添えて兵庫区長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 団体の規約、会則
- (3) 団体の役員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(助成金交付予定額の決定)

第5条 兵庫区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び助成金の交付予定額を決定し、その結果を助成金交付予定額通知書(様式2)により、申請者に通知する。

2 兵庫区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して助成金の交付の決定を行うことができる。

（計画変更等の承認）

第6条 事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに様式1による助成金交付変更申請書を兵庫区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 第4条第1項または第2項を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

（2） 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 兵庫区長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成活動の状況報告）

第7条 事業者は、助成活動の遂行及び収支の状況について、兵庫区長が必要と認めて指示したときは、遅滞なく必要書類を提出しなければならない。

（助成活動の実績報告）

第8条 事業者は、助成金の交付決定に係る活動が終了したときは、活動実績報告書（様式3）に次の各号に掲げる書類を添えて兵庫区長に提出しなければならない。

（1） 活動報告書

（2） 収支決算書

（3） その他区長が必要と認める書類

（助成金の支払）

第9条 兵庫区長は、第8条の規定による活動実績報告書を審査のうえ、交付すべき助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式4）により通知し、事業者から助成金交付請求書（様式5）による請求を受けて助成金を支払うものとする。

2 活動の実施が前項の規定によりがたいと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができる。

（助成金の取消及び返還）

第10条 兵庫区長は、事業者が、次の各号に該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の方法により、助成金交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金交付の決定の条件その他、この要綱の規定に違反したとき。

（3） 事業者が法令に違反する行為を行ったとき。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から適用する。

本要綱は、予算に定められている事業の補助金交付要件を定めるものであるため、神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第37条第6項第3号を準用し、結果の公示のみを実施しています。